平成２０年（排）第３６号

排　除　命　令　書

大阪市中央区心斎橋筋一丁目８番３号
株式会社そごう
同代表者　代表取締役　山　下　國　夫

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社そごうは，平成１９年１１月ころから同年１２月ころまでの間，同社の全店舗において又は同社がインターネット上に開設したウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に販売した「ロシア フレッシュキャビア」と称する瓶詰めのキャビアを２個詰め合わせた商品（以下主文において「瓶詰めキャビアセット」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，当該商品のキャビアは，中華人民共和国産であって低温殺菌処理が施された「パスチャライズキャビア」と称されるものであるにもかかわらず，あたかも，ロシア連邦産であって低温殺菌処理が施されていない「フレッシュキャビア」と称されるものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示である旨及び当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社そごうは，今後，瓶詰めキャビアセット又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために，必要な措置を講じ，これ

を自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　株式会社そごうは，今後，瓶詰めキャビアセット又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示及び当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社そごうは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1⑴　株式会社そごう（以下「そごう」という。）は，肩書地に本店を置き，百貨店業を営む事業者であり，平成２０年４月１日現在，全国に１２の小売店舗（以下「１２店舗」という。）を設けている。

⑵　そごうは，１２店舗においてそれぞれ独自の判断で仕入れて販売する商品を除き，販売する商品の選定，販売促進等に係る業務を東京都千代田区九段南二丁目１番３０号に本店を置く株式会社ミレニアムリテイリング（以下「ミレニアムリテイリング」という。）に委託して行わせており，ミレニアムリテイリングは，当該委託に基づき，当該商品の広告の表示内容を決定している。

2⑴　そごうは，国内の卸売業者を通じて仕入れた「ロシア フレッシュキャビア」と称する瓶詰めのキャビアを２個詰め合わせた商品（以下「瓶詰めキャビアセット」という。）について，平成１９年１１月ころから同年１２月ころまでの間，１２店舗にそれぞれ設置した「歳暮ギフトセンター」と称する売場において，また，同社がインターネット上に開設したウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に対し，平成１９年の歳暮用商品として販売していた。

⑵ア　キャビアは，チョウザメ類の卵巣から薄膜を取り除き，卵を粒に分離して洗浄した上で塩蔵するなどの加工を施した食品である。

イ　キャビアには，保存期間を長くするために低温殺菌処理が施された「パスチャライズキャビア」と称されるもの（以下「パスチャライズキャビア」という。）と，低温殺菌処理が施されていない「フレッシュキャビア」と称さ

れるもの（以下「フレッシュキャビア」という。）があるところ，その鮮度，風味，食感等が低温殺菌処理を行うことにより変化するため，一般に，フレッシュキャビアはパスチャライズキャビアより良質なものとして好まれる傾向にある。

3　そごうは，瓶詰めキャビアセットを販売するに当たり，当該商品の品質，産地等について自ら確認しないまま，当該商品について，平成１９年１０月ころから同年１２月ころまでの間，一般消費者に配布したカタログ（別添写し１），１２店舗の歳暮ギフトセンターに設置した写真パネル（別添写し２），同写真パネルと同一の視野内に設置した「オーダーカード」と称するカード（別添写し３）及び同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し４）において，それぞれ「ロシア フレッシュキャビア」と記載することにより，あたかも，当該商品のキャビアは，ロシア連邦産であってフレッシュキャビアであるかのように示す表示をしていたが，実際には，中華人民共和国産であってパスチャライズキャビアであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，そごうは，瓶詰めキャビアセットの原産国について，景品表示法第４条第１項第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしていたものであって,かかる行為は,景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものであり，また，瓶詰めキャビアセットの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年5月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水